

保護者各位

宮城県柴田高等学校長

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、本人の治癒と他への感染を防ぐため、出席停止の措置をとることになっています。ご子弟が医師より感染症と診断された場合は、その指示に従い、登校許可の診断を得るまで十分療養させてください。

◎学校において予防すべき感染症

第1種	○エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう ○南米出血熱 ○ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア ○重症急性呼吸器症候群 ○中東呼吸器症候群 ○特定鳥インフルエンザ など
第2種	○インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） ○百日咳 ○麻疹 ○風しん ○水痘 ○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ○咽頭結膜熱 ○結核 ○髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	○腸管出血性大腸菌感染症 ○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎 ○その他の感染症（マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎など）

学校保健安全法施行規則（H28.3.22 一部改正）

- ※ 第3種の感染症は、条件によっては、出席停止の措置が必要なもの、出席停止の措置は必要ないと考えられるものに分かれます。該当する場合は、主治医の先生のご指示に従ってください。
- ※ 快復後、登校させる際は下記の登校許可届を保護者が記入し、担任へ提出願います。なお、裏面に医療機関で発行された診療報酬明細書等の写しを貼付ください。（診断書は不要です。）

（切り取らず、このままご提出ください）

登校許可届

宮城県柴田高等学校長 殿

年 組 生徒氏名

病名	
出席停止の期間 (主治医に確認して記入)	平成 年 月 日 ~ 月 日
受診した医療機関名	

主治医より、上記の病気で学校を休むようにとの診断を受けましたが、全快し、登校を許可されたのでお届けします。

平成 年 月 日

保護者氏名

印

○出席停止期間（基準）

	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止の期間（基準）
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，南米出血熱，特定鳥インフルエンザ，中東呼吸器症候群 など	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎 結核	病状により学校医その他の医師（例：生徒の主治医）において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸チフス，パラチフス，腸管出血性大腸菌感染症，流行性角膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症	病状により学校医その他の医師（例：生徒の主治医）において感染のおそれがないと認めるまで

※ 第3種の感染症については，原則として出席停止としません。（流行を防ぐ目的での措置となります。医師の指示があった場合には学校へ連絡いただき，主治医の指示に従ってください。）

生徒本人の氏名と医療機関受診日が記載されているもの（例：薬の説明書等または診療報酬明細書等）のコピーを添付してください。

※インフルエンザ・感染性胃腸炎の場合は処方薬の説明書（感染症の治療を行ったことが明確なもの）のコピーの添付をお願いします。

※用紙が大きい場合はホチキス止めで添付してください。